
北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き

(測量・建設コンサルタント等業務編)

令和3・4年度申請

北海道市町村入札参加資格共同審査協議会

目次

1.	入札参加資格共同審査の概要-----	1
2.	測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査を申請するために必要な資格要件-----	1
3.	入札参加資格審査の申請について-----	4
3-1	申請の方法-----	4
3-2	システム利用申請及び電子申請入口-----	5
3-3	共同審査に関するお問い合わせ-----	5
3-4	原本送付先-----	5
3-5	原本ファイルの作成方法-----	6
3-6	申請の流れ-----	7
3-7	申請にあたっての注意事項-----	8
3-8	申請が可能な業種-----	9
4.	入札参加資格申請の受付期間と審査基準日-----	9
4-1	システムによる電子申請の受付期間-----	9
4-2	原本の受付期間-----	9
4-3	審査基準日-----	9
5.	入札参加資格の有効期間-----	10
6.	入札参加資格申請に必要な提出書類-----	10
6-1	共通書類-----	10
6-2	協同組合等の場合に必要書類-----	11
6-3	自治体別共通書類一覧表-----	11
7.	共通書類提出に関する注意事項-----	13
①	【様式3】事業経歴書-----	13
②	【様式4の3】技術者名簿（道内関係分）-----	13
③	【様式5】代表者身分証明書の写し-----	14
④	【様式6】登記事項証明書の写し-----	14
⑤	【様式7の3】測量業者登録通知書の写し-----	14
⑥	【様式7の4】測量業者登録申請書の添付書類（ホ）（法第55条の3第4号）の写し-----	15
⑦	【様式7の5】地質調査業者現況報告書の写し-----	15
⑧	【様式7の6】建設コンサルタント現況報告書の写し-----	16
⑨	【様式7の7】建築士事務所登録を証する書類の写し-----	16
⑩	【様式7の8】補償コンサルタント現況報告書の写し-----	16
⑪	【様式7の9】計量証明事業登録証の写し-----	16
⑫	【様式11】使用印鑑届-----	17
⑬	【様式12】暴力団排除に関する誓約書-----	17
⑭	【様式13】年間委任状-----	18
⑮	【様式14】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状-----	18
⑯	【様式15】法定保険加入状況一覧表-----	18
⑰	【様式16】社会保険等適用除外申出書-----	19
⑱	【様式17】資本関係・人的関係調書-----	19

目次

⑰	【様式 1 8】印鑑証明書の写し-----	21
⑱	【様式 1 9】決算書（財務諸表）の写し-----	21
⑲	【様式 2 0】納税証明書の写し-----	21
⑳	【様式 2 1】営業所一覧-----	22
㉑	【様式 組- 1】組合構成員名簿-----	22
㉒	【様式 組- 2】官公需適格組合証明書-----	22
㉓	【様式 組- 3】定款または寄付行為の写し-----	22
8.	個別書類作成の注意事項-----	23
9.	定期受付終了後の新規申請受付について -----	25
9-1	随時受付及び中間年受付-----	25
9-2	随時受付及び中間年受付の審査基準日と資格の有効期間-----	26
10.	申請先自治体の連絡先一覧-----	27
	様式集-----	28

1. 入札参加資格共同審査の概要

この申請手続きは、令和3年度、令和4年度に表-1「北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体」に示す自治体が実施する設計等業務の委託に係る競争入札に参加を希望する方について、入札参加資格申請書の**共同受付**と、申請内容の**形式審査**を行うものです。

表-1 北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体

地 区	自治体名	地 区	自治体名	地 区	自治体名
石狩	江別市	上川	旭川市	宗谷	利尻富士町
後志	黒松内町	上川	富良野市	オホーツク	網走市
渡島	鹿部町	上川	上富良野町	オホーツク	美幌町
日高	浦河町	上川	中富良野町	十勝	新得町
日高	新ひだか町	留萌	羽幌町	根室	羅臼町

形式審査とは、申請事項や証明書類等の不備や脱漏、経番点の確認などを行うものであり、**形式審査の通過をもって入札参加資格者名簿への登載や工事の発注を約束するものではありません**。形式審査後、各自治体での審査を経て、入札参加資格者名簿に登載されます。各自治体での審査結果、名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

注意

共同審査においては、共同企業体の申請受付、審査は行っておりません。共同企業体の申請は、単体としての入札参加資格が必要となりますので、共同企業体の資格審査実施の有無、申請要件、日程、受付方法等は各自治体にご確認ください。

2. 測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査を申請するために必要な資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号（以下、「政令」という。））第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- ② 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ③ 納付すべき税（国税、都道府県税、市町村税）の滞納がないこと。
- ④ 新ひだか町においては、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。
- ⑤ 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者でないこと。

⑥ 申請業種別の要件

<p>測量</p>	<p>江別市、黒松内町、鹿部町、浦河町、新ひだか町、旭川市、富良野市、上富良野町、中富良野町、羽幌町、利尻富士町、網走市、美幌町、新得町、羅臼町</p>	<p>測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であること。</p>
<p>地質調査</p>	<p>江別市、黒松内町、鹿部町、浦河町、新ひだか町、旭川市、富良野市、上富良野町、中富良野町、羽幌町、利尻富士町、網走市、美幌町、新得町、羅臼町</p>	<p>地質調査に係る要件なし。</p>
<p>土木設計</p>	<p>江別市、黒松内町、鹿部町、浦河町、新ひだか町、旭川市、富良野市、上富良野町、中富良野町、羽幌町、利尻富士町、網走市、美幌町、新得町、羅臼町</p>	<p>土木設計に係る要件なし。</p>
<p>建築設計</p>	<p>江別市、黒松内町、鹿部町、浦河町、新ひだか町、旭川市、富良野市、上富良野町、中富良野町、羽幌町、利尻富士町、網走市、美幌町、新得町、羅臼町</p>	<p>建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。</p>

⑥ 申請業種別の要件

技術資料	江別市、黒松内町、鹿部町、浦河町、新ひだか町、富良野市、上富良野町、中富良野町、羽幌町、利尻富士町、網走市、美幌町、新得町、羅臼町	計量証明を業とする者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
	旭川市	上記に加え 補償業務を業とする者については補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)により補償コンサルタント登録をしている者であること。

⑦ 事業の継続及び実績に関すること

江別市、黒松内町、浦河町、新ひだか町、富良野市、上富良野町、中富良野町、羽幌町、利尻富士町、網走市、美幌町、新得町、羅臼町	令和3年1月1日現在において、入札への参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1か年度決算期の間はその事業の売上高を有していること。(ただし、新ひだか町の技術資料については、計量証明のみの売上高しか有していない場合は不可)
鹿部町	令和3年1月1日現在において2年以上その事業を営み、売上高を有していること。
旭川市	土木設計、地質調査、建築設計、測量については令和3年1月1日現在において、入札への参加を希望する種別に関し、継続して1年以上その事業を営み、当該審査基準日の直前2年間に売上高があること。 技術資料作成については令和3年1月1日現在において、継続して1年以上その事業を営み、当該審査基準日の直前5年間に希望する種別に関し売上高があること。

⑧ 従業員人数等に関すること

江別市、黒松内町、鹿部町、新ひだか町、上富良野町、羽幌町、利尻富士町、網走市、羅臼町	従業員等に関する要件なし。
浦河町、旭川市、美幌町、新得町	個人の場合は従業員が3人以上であること。
中富良野町	資本金が300万円以上又は従業員の数が3人以上であること。
富良野市	従業員が2人以上であること。
羅臼町	契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む。）数を有していること。（法令等で定めがある場合はその人数を有していること。）

⑨ 要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された**事業協同組合**及び**企業組合**並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立された**協業組合**が次のいずれかに該当するときは、上記に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

ア) 中小企業庁（各地方経済産業局等）が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。

イ) 企業組合及び協業組合にあっては、競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

3. 入札参加資格審査の申請について

3-1 申請の方法

- インターネットを活用した電子申請により受付を行います。
- 電子申請では北海道市町村入札参加資格共同審査システム※（以下、「システム」という。）により、複数の自治体に一括して申請を行うことができます。
※共同審査システムの頭文字よりジェクサス（JEXAS） 共同審査システム=Joint EXAmination System
- システムの利用にあたっては、「3-2 システム利用申請及び電子申請入り口」に記載されているURLより利用申請を行ってください。利用申請時には本人確認のため、入札参加資格申請に添付するものと同じ**「印鑑証明書」と「履歴事項全部証明書」（個人事業主の場合は「身分証明書」）**が必要となりますので予めご用意願います。
- 利用申請を行ってから数日以内にログインIDとパスワードが電子メールで通知されます。2～3日経っても通知がない場合は、お手数ですが以下のお問い合わせ先までご連絡ください。
- システムにログインし、手順に従って必要項目の入力を行い、提出書類を添付してください。添付書類のデータ形式は**「PDF形式」に限定**します。他の形式では添付できませんのでご注意ください。
- 一般財団法人北海道建設技術センター（以下、「センター」という。）が形式審査を行い、申請内容や添付書類の不備が見つかった場合、申請は「不受理」となり、不受理の理由とともに、申請者に電子メールで不受理通知が届きますので、不受理の理由を確認のうえ、不備の修正を行い再申請してください。
- 形式審査を通過し、申請が「受理」されると電子メールで審査完了通知が届きます。審査完了通知受け取り後、システムより「北海道市町村入札参加資格審査共同審査申請書（一式）」を印刷し、印刷物を「3-5 原本ファイルの作成方法」に示す**指定のファイル**に綴ってセンターまで送付してください。（このファイルに綴った書類を以下、「原本」という。）
- 原本の送付冊数は、申請する自治体の数に関わらず1冊となります。
- 原本の送付方法は、簡易書留、レターパック等で配達記録が確認できるもののみとします。
- 一旦提出された原本は、入札参加資格が認められない場合であっても、お返しすることは出来ませんのでご注意ください。

3-2 システム利用申請及び電子申請入り口

<北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル>

URL : <http://www.hoctec.info/>

3-3 共同審査に関するお問い合わせ

一般財団法人 北海道建設技術センター 技術部審査課

TEL : 011-733-2322

E-mail : kyoshin@hoctec.or.jp

電話によるお問い合わせは、9：00から17：00まで。（土日・祝日を除く）

メールによるお問い合わせは24時間送信可能です。

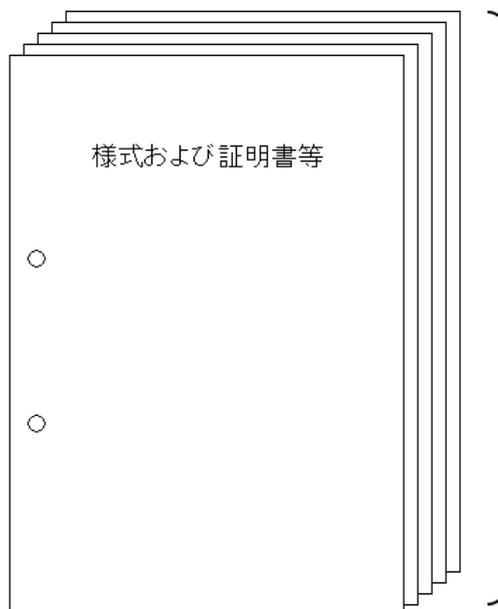
3-4 原本送付先

〒065-0033 北海道札幌市東区北33条東1丁目1番1号

一般財団法人 北海道建設技術センター 技術部審査課 入札参加資格審査担当

3-5 原本ファイルの作成方法

- ① システムより「センター送付用ファイル」をダウンロードして印刷してください。



システムから出力される
順番のとおり並べて
ファイルに綴じてください。

- ② A4サイズ フラットファイルに①を綴ってください。
令和3年度・4年度 測量・建設コンサルタント等業務申請は緑色としてください。

印刷済	商号又は名称の頭文字
商号又は名称	令和3・4年度 建設工事等入札参加資格審査申請書
企業ID 建設工事	商号又は名称
建物等	所在地
	企業ID 建設工事 設計等

- ③ 簡易書留、レターパック等でセンターに送付してください。

あて先
〒065-0033
北海道札幌市東区北33条東1丁目1番1号
一般財団法人 北海道建設技術センター 入札参加資格審査担当 行き
申請者 商号又は名称

※ファイルは市販の物に表紙と背表紙を糊付けしてください。

[ファイルの表紙、封筒の表紙はポータルサイトからダウンロードできます。](#)

3-6 申請の流れ

・申請の流れを図-1に示します。

図-1 申請の流れ

順序	誰が	申請フロー	システムの状態	入力
①		START	—	—
②	申請者	システム利用申請	—	—
③	申請者	ID・パスワード取得	—	—
④	申請者	申請情報入力	編集可能	可
⑤	申請者	申請情報確認	編集可能	可
⑥	申請者	申請ボタン押下 ※注1	ロック	不可
⑦	センター	申請受付	ロック	不可
⑧	センター	形式審査	ロック	不可
⑨	センターから申請者へ	審査完了通知 ※注2 不受理通知 ※注3 不受理の理由と共に申請者へ通知	ロック	不可
⑩	申請者からセンターへ	原本送付	ロック	不可
⑪	自治体	各自治体による審査	ロック	不可
⑫	自治体	名簿登載 ※注4	ロック	不可
⑬		END	ロック	不可

【用語の定義】

申請受付・・・申請者が申請ボタンを押し、センターの形式審査が開始されていない状態

受理・・・申請内容や添付書類に不備がなく、形式審査が完了した状態

不受理・・・申請内容や添付書類に不備があり、修正後、再申請が必要な状態

【注意事項】

- ※注 1 申請ボタンを押すとシステムがロックされて申請入力（修正）は出来なくなりますので、申請内容をよくご確認くださいのうえ申請ボタンを押してください。
- ※注 2 形式審査を通過し、申請が受理されると、それ以降もロック状態は継続され、基本的に申請内容の修正はできません。
- ※注 3 申請内容の不備により不受理になると、ロックは解除され、申請入力（修正）が可能となります。
- ※注 4 各自治体での審査結果によっては名簿登載とならない場合があります。名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

申請が受理された後に、申請先自治体の追加削除、希望工種の追加削除、主観審査項目の添付資料追加など、どうしても内容を修正したい場合はシステム管理者に連絡し、ロック解除手続きを行ってください。

3-7 申請にあたっての注意事項

- ・ **紙による申請は一切受け付けておりません。**インターネットによる電子申請が困難な場合は、各申請先自治体の窓口へお問い合わせください。（表-13 自治体連絡先一覧）
- ・ 申請にあたっては、支店等单位ではなく、本店でとりまとめるなどして、「**1 申請者・1 入札参加資格審査申請書**」で申請してください。
- ・ 複数の自治体に申請する場合、自治体ごとに異なる支店等で申請することはできますが、**一つの自治体に対して、複数の本・支店等を申請することはできません**ので注意してください。
- ・ 申請内容や申請に必要な共通添付書類の不足等で、問い合わせをすることがありますので、申請いただく全ての書類の写しを作成し、保管するようにしてください。
- ・ 書類に不備又は誤記等がある場合は受付期間内に補正等をしていただかない限り、受付できません。
- ・ 申請していただいた各項目のうち、明白かつ軽微な誤字、脱字等の不備については、補正をさせていただくことがあります。
- ・ **申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、資格が取り消されることがあります。**
- ・ 行政書士など、第三者による代行申請も可能ですが、その場合は、必ず【様式 1 4】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状を提出してください。
- ・ 代理申請を行う場合も含めて、申請要件、申請工種などご確認のうえ申請手続きを行ってください。

3-8 申請が可能な業種

- ・ システムで申請できる設計等業務の業種は表-2に示す**7種類に限ります**。
- ・ 表-2以外の業種の申請については各申請先自治体にお問い合わせください。

表-2 申請可能な設計等業務の種類

番号	業 種
1	測 量
2	地 質 調 査
3	土 木 設 計
4	建 築 設 計
5	設 備 設 計
6	技 術 資 料
7	道 路 清 掃

※旭川市では「道路清掃」は受け付けていません。

4. 入札参加資格申請の受付期間と審査基準日

4-1 システムによる電子申請の受付期間

- ・ **令和3年1月12日(火)から令和3年2月12日(金)まで**
- ・ 受付期間中、電子申請は24時間受け付けています。ただし、開始日は9:00から、最終日は17:30までとなります。

※受付期間を過ぎると、システムによる電子申請が出来なくなります。締切日付近に申請を行うと、不受理となった場合、再申請が締切日に間に合わないことも考えられますので、時間に余裕をもって申請するようお願いいたします。

4-2 原本の受付期間

- ・ **令和3年1月12日(火)から令和3年2月19日(金) センター必着**

※電子申請が受理された場合でも、原本が期限内に届かない場合は、資格が認められない場合がありますので、ご注意ください。

4-3 審査基準日

- ・ 令和3・4年度入札参加資格申請における**審査基準日は令和3年1月1日**です。

5. 入札参加資格の有効期間

- 申請先自治体ごとの入札参加資格の有効期間を表－3に示します。

表－3 参加資格の有効期間

自治体名	有効期間
江別市	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで（2年間）
黒松内町	
鹿部町	
浦河町	
新ひだか町	
旭川市	
富良野市	
上富良野町	
中富良野町	
羽幌町	
利尻富士町	
網走市	
美幌町	
新得町	
羅臼町	

- 入札参加資格の有効期間中に申請事項に変更があった場合は、入札参加資格の再審査又は申請内容の変更届が必要となります。詳しくは「**北海道市町村入札参加資格共同審査 変更申請の手引き**」を参照してください。

6. 入札参加資格申請に必要な提出書類

- 入札参加資格の申請に必要な提出書類には複数の申請先自治体に対し、共通して提出する**共通書類**と、個別の申請先自治体においてのみ必要とされる**個別書類**があります。
- 提出書類は①システムから自動で作成されるもの、②EXCELの標準書式（テンプレート）から申請者が作成するもの、③公共機関等が発行する証明書等に分類されます。

6－1 共通書類

- 共通書類とは、複数の申請先自治体に対し、共通して提出する様式・証明書等のことをいいます。共通書類の一覧を表－4に示します。

表－４ 共通書類一覧

様式番号	分類	提出書類		備考	添付のデータ形式	ひな形のダウンロード	
【様式１】※１	自動作成	建設工事等競争入札参加資格審査申請書（表紙）			-	-	
【様式３】	申請者が作成	事業経歴書		直前１年度決算分	PDF	可	
【様式４の３】※２	申請者が作成	設計等技術者名簿			PDF	可	
【様式５】	証明書等	代表者身分証明書（写し可）		個人の場合	PDF	-	
【様式６】	証明書等	履歴事項全部証明書（写し可）		法人の場合	PDF	-	
【様式７の３】	証明書等	測量業者登録通知書の写し		測量を希望する場合	PDF	-	
【様式７の４】	証明書等	測量業者登録申請書の添付書類(ホ)(法第55条の3第4号)の写し		受任者が測量を希望する場合	PDF	-	
【様式７の５】	証明書等	地質調査業者現況報告書		地質調査業者の登録を受けている場合	PDF	-	
【様式７の６】	証明書等	建設コンサルタント現況報告書		建設コンサルタントの登録を受けている場合	PDF	-	
【様式７の７】	証明書等	建築士事務所登録証の写し	本店	建築設計を希望する場合	PDF	-	
			受任者		PDF	-	
【様式７の８】	証明書等	補償コンサルタント現況報告書		補償コンサルタントの登録を受けている場合	PDF	-	
【様式７の９】	証明書等	計量証明事業登録証の写し		計量証明を業とするもの	PDF	-	
【様式10】※１	自動作成	設計等入札参加資格審査申請書付票			-	-	
【様式１１】	申請者が作成	使用印鑑届			PDF	可	
【様式１２】	申請者が作成	暴力団排除に関する誓約書			PDF	可	
【様式１３】	申請者が作成	年間委任状		受任者に権限を委任する場合	PDF	可	
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状		行政書士が代理申請する場合	PDF	可	
【様式１５】	申請者が作成	法定保険加入状況一覧表			PDF	可	
【様式１６】	申請者が作成	社会保険等適用除外申出書			PDF	可	
【様式１７】	申請者が作成	資本関係・人的関係調書			PDF	可	
【様式１８】	証明書等	印鑑証明書（写し可）			PDF	-	
【様式１９】	証明書等	決算書（財務諸表）の写し		直前１年度決算分	PDF	-	
【様式２０】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）（写し可）	国税 (法人税・消費税)	個人【その３の２】	個人の場合	まとめて1つのPDFファイルにして添付してください。	-
	法人【その３の３】			法人の場合	-		
	都道府県税		本店	-			
			受任者	受任者に権限を委任する場合	-		
	市町村税		本店	-			
	受任者	受任者に権限を委任する場合	-				
【様式２１】	申請者が作成	営業所一覧表			PDF	可	

※システムで自動作成される【様式１】建設工事等競争入札参加資格審査申請書と【様式１０】設計等入札参加資格審査申請書付票はファイルに綴る必要はありません。

※２ 従来の市町村標準様式【様式４】でも可です。

6-2 協同組合等の場合に必要な書類

- 申請者が協同組合等の場合は、共通書類に加えて表－５に示す書類が必要となります。

表－５ 申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提出書類	備考	添付の形式	ひな形のダウンロード
【様式 組-1】	申請者が作成	組合構成員名簿		PDF	可
【様式 組-2】	証明書等	官公需適格組合証明書の写し	官公需適格組合の証明を受けている場合	PDF	-
【様式 組-3】	証明書等	定款または寄付行為の写し		PDF	-

6-3 自治体別共通書類一覧表

- 自治体別の共通書類一覧を表－６に示します。

7. 共通書類提出に関する注意事項

- 共通書類を提出（添付）する際は、以下①～⑤に示す様式ごとの注意事項をよくご確認ください。

① 【様式3】事業経歴書

- 設計等業務の資格を希望する場合は、**必ず提出**してください。
- 資格を希望する業種ごとに直前1年度決算分**の事業経歴書を作成してください。
- 配置予定技術者の欄は記入する必要はありません。
- 請負代金の欄は消費税等相当額を除いた金額を記入してください。

【様式3】事業経歴書（Excel形式）のひな形データはポータルサイトからダウンロードできます。

② 【様式4の3】設計等技術者名簿（道内関係分）

- 設計等業務の資格を希望する場合は、**必ず提出**してください。
- 令和3年1月1日時点**で在籍する技術者（道内のみ）について、**資格ごとに【様式4の3】**に記入してください。対象とする資格の種類は表-7に示すとおりです。
- 技術者数は、**システム入力項目「技術者数」**と一致するようにしてください。

表-7 資格の種類

資格の名称	
測 量 士	
測 量 士 補	
土 地 区 画 整 理 士	
土 地 家 屋 調 査 士	
不 動 産 鑑 定 士	
不 動 産 鑑 定 士 補	
地 質 調 査 技 士	
R C C M	
技 術 士	
建 築 士	1級
	構造設計
	設備設計
	2級
木造	

【様式4の3】設計等技術者名簿（Excel形式）のひな形データはポータルサイトからダウンロードできます。

※設計等技術者名簿は、従来の市町村標準様式【様式4】でも可です。

③ 【様式 5】代表者身分証明書の写し ※個人事業主の場合

- ・ 申請者が、**個人事業主の場合は必ず提出**してください。
- ・ 申請者の本籍を管轄する市区町村長が発行する身分証明書をいいます。
- ・ **令和 2 年 1 0 月 1 日以降に発行**されたものに限りです。

④ 【様式 6】登記事項証明書の写し ※法人の場合

- ・ 申請者が**法人の場合は必ず提出**してください。
- ・ 法務局に登録された商業登記法（昭和 3 8 年法律第 1 2 5 号）第 1 0 条に規定する登記事項証明書のうち、**令和 2 年 1 0 月 1 日以降に発行**されたもので、**履歴事項全部証明書**に限りです。
- ・ 非営利法人（財団法人等）の方が申請される場合は、登記事項証明書に代えて、定款（又は寄附行為）及び貸借対照表を提出してください。

⑤ 【様式 7 の 3】測量業者登録通知書の写し

- ・ 測量法により国土交通大臣が発行する「測量法に基づく測量業者としての登録について（通知）」をいいます。**測量の資格を希望する場合は必ず提出**してください。
- ・ **測量業者登録の有効期限が切れているものは受け付けません。**申請日現在で登録年月日が 5 年を経過していないものに限りです。

⑥ 【様式7の4】測量業者登録申請書の添付書類（ホ）（法第55条の3第4号）の写し

- ・ **受任者が測量の資格を希望する場合は、営業所ごとの測量士の人数を確認するため、最新のもの**を提出してください。

(別表第十二(第十四条関係))

(用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。)

添付書類(ホ)(法第55条の3第4号)

使 用 人 数

区分	技 術 関 係 使 用 人				事 務 関 係 使 用 人	計
	測 量 士	測 量 士 補	そ の 他	計		
役員兼務の 使 用 人						
そ の 他 の 使 用 人						

記載事項

使用人には、雇用期間を限定して雇用された者及び測量業以外の営業又は専業を併せて営む場合における当該測量業以外の専業に従事するものを含まないこと。

営業所ごとの測量士・測量士補の人数

営 業 所 名	測 量 士	測 量 士 補	計
計			

⑦ 【様式7の5】地質調査業者現況報告書の写し

- ・ 「国土交通大臣の確認印を受けた現況報告書」をいいます。**地質調査業者登録を受けている場合は必ず提出**してください。
- ・ 現況報告書の内容が現状と異なる場合は、変更内容に係る登録先からの通知文も提出してください。
- ・ **確認印の無いものは受け付けません。**
- ・ 現況報告書は表紙だけでなく、**副本一式をPDFにして添付**してください。

⑧ 【様式 7 の 6】建設コンサルタント現況報告書の写し

- ・ 「国土交通大臣の確認印を受けた現況報告書」をいいます。**建設コンサルタント登録を受けている場合は必ず提出**してください。
- ・ 現況報告書の内容が現状と異なる場合は、変更内容に係る登録先からの通知文も提出してください。
- ・ **確認印の無いものは受け付けません。**
- ・ 現況報告書は表紙だけでなく、**副本一式をPDFにして添付**してください。

⑨ 【様式 7 の 7】建築士事務所登録を証する書類の写し

- ・ 建築士法により都道府県知事が発行する「1級、2級又は木造建築士事務所登録を証明する書類（登録通知書等）」をいいます。**建築設計の資格を希望する場合**（設備設計のみを業とする者は除く）は、**必ず提出**してください。
- ・ 受任者が建築設計を希望する場合は、受任先支店・営業所等の登録通知書の写しを提出してください。
- ・ **建築士事務所登録の有効期限が切れているものは受け付けません。**

⑩ 【様式 7 の 8】補償コンサルタント現況報告書の写し

- ・ 「国土交通大臣の確認印を受けた現況報告書」をいいます。**補償コンサルタント登録を受けている場合は必ず提出**してください。
- ・ 現況報告書の内容が現状と異なる場合は、変更内容に係る登録先からの通知文も提出してください。
- ・ **確認印の無いものは受け付けません。**
- ・ 現況報告書は表紙だけでなく、**副本一式をPDFにして添付**してください。

⑪ 【様式 7 の 9】計量証明事業登録証の写し

- ・ 計量法第 107 条に規定される「計量証明事業登録を証明する書類（計量事業登録証）」をいいます。**計量証明を業とする者は**、表 - 8 に示す、登録部門ごとに登録証の写しを**必ず提出**してください。

表 - 8 計量証明事業の種類

計 量 証 明 事 業 登 録 部 門
長さに係る計量証明の事業
質量に係る計量証明の事業
面積に係る計量証明の事業
体積に係る計量証明の事業
熱量に係る計量証明の事業
濃度に係る計量証明の事業
音圧レベルに係る計量証明の事業
振動加速度レベルに係る計量証明の事業

⑫ 【様式 1 1】使用印鑑届

- ・ 設計等業務の資格を希望する場合は、**必ず提出**してください。
- ・ 契約の締結等で使用する印鑑を押して提出してください。（印影がぼやけていたり、不明瞭なものは不受理となる場合があります）

【様式 1 1】・受任先を設定する場合は、受任者の使用印（委任状と同じ印）を押印してください。使
・実印と同じ場合でも必ず押印してください。

用 印 鑑 届

令和2年10月1日以降であること。

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

使用印



実印



使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

〒 000-0000

住 所 札幌市中央区〇〇0-0-0

商号又は名称 株式会社 〇〇コンサルタント

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇



※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（江別市、旭川市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む）

【様式 1 1】使用印鑑届（Excel形式）のひな形データはポータルサイトからダウンロードできます。

⑬ 【様式 1 2】暴力団排除に関する誓約書

- ・ 設計等業務の資格を希望する場合は、**必ず提出**してください。
- ・ 暴力団員又は暴力団関係事業者ではないことを誓約していただくものです。必要事項を記入のうえ、実印は【様式 1 1】使用印鑑届の実印と同じものを押印してください。

【様式 1 2】暴力団排除に関する誓約書（Excel形式）のひな形データはポータルサイトからダウンロードできます。

⑭ 【様式 1 3】年間委任状

- ・ 年間委任状については、本店の代表者が支店又は営業所の代表者に2年（度）間通じて入札・見積、契約の締結、代金の請求・受領などの**権限を委任する場合は必ず提出**してください。
- ・ 委任の期間は**令和3年4月1日から令和5年3月31日**までの2年間となります。
- ・ 申請先により受任者が異なる場合は、受任者ごとに委任状を作成してください。
- ・ 年間委任状提出後、本店の代表者（委任者）及び権限を委任された支店又は営業所の代表者（受任者）が変更となった場合などは、改めて年間委任状を提出してください。
- ・ 委任者、受任者の押印はそれぞれ【様式 1 1】使用印鑑届の実印、使用印と同じものを押印してください。
- ・ 「測量」及び「建築設計」を委任する場合は、委任先の支店又は営業所が、測量業の登録、建築士事務所登録を受けている必要があります。

[【様式 1 3】年間委任状（Excel形式）のひな形データはシステムの受任者情報入力画面からダウンロードできます。](#)

⑮ 【様式 1 4】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

- ・ 行政書士の方が**代理申請される場合は必ず提出**してください。
- ・ 委任者の押印は【様式 1 1】使用印鑑届の実印と同じものを押印してください。

[【様式 1 4】代理人の委任状（Excel形式）のひな形データはポータルサイトからダウンロードできます。](#)

⑯ 【様式 1 5】法定保険加入状況一覧表

- ・ 江別市、旭川市、羅臼町以外の自治体に申請する場合は、**必ず提出**してください。
- ・ 【様式 1 5】法定保険加入状況一覧表とともに、加入状況が確認できる書面（納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書などのいずれか）を提出してください。

[【様式 1 5】法定保険加入状況一覧表（Excel形式）のひな形データはポータルサイトからダウンロードできます。](#)

⑰ 【様式 1 6】社会保険等適用除外申出書

- ・ 江別市、旭川市、羅臼町以外の自治体に申請する場合は、**必ず提出**してください。
- ・ 設計等業務の資格を希望する申請者のうち、社会保険等の加入状況が「適用除外」に該当する方は、申請時点において健康保険・厚生年金保険・雇用保険の規定による届出義務が無いことを証するため、**【様式 1 6】社会保険等適用除外申出書**に理由等を記載のうえ提出してください。

【様式 1 6】社会保険等適用除外申出書（Excel形式）のひな形データはポータルサイトからダウンロードできます。

⑱ 【様式 1 7】資本関係・人的関係調書

- ・ 設計等業務の資格を希望する場合は、**資本関係・人的関係の有無にかかわらず必ず提出**してください。
- ・ 入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要があるため、**【様式 1 7】資本関係・人的関係調書**に必要事項を記入して提出してください。
- ・ 申請者代表者の**押印は不要**です。
- ・ 申請書類に虚偽の記載をした場合、又は重要な事実の記載をしなかった場合は、競争入札参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には競争入札参加資格が取り消されることがありますので、ご注意ください。

■ **資本関係又は人的関係がある場合とは次の関係にある者のことをいいます。**

1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（1）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (ア)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (イ)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (ウ)会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (I)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - エ 組合の理事
 - オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者
- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

[【様式17】資本関係・人的関係調書（Excel形式）のひな形データはポータルサイトからダウンロードできます。](#)

⑱ 【様式 18】印鑑証明書の写し

- ・ 設計等業務の資格を希望する場合は、**必ず提出**してください。
- ・ **令和 2 年 1 0 月 1 日以降に発行**されたものに限りです。

⑳ 【様式 19】決算書（財務諸表）の写し

- ・ 上富良野町以外の自治体に申請する場合は、**必ず提出**してください。
- ・ 審査基準日**直近の 1 事業年度分**を提出してください。
- ・ 申請者が法人の場合は、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書及び注記表（消費税に係る処理方針が確認できるものを添付すること）を提出してください。
- ・ 申請者が個人事業主の場合は、次の書類を提出してください。
 - ア 青色申告書を提出した方・・・確定申告書、資産負債調及び損益計算書
 - イ その他の方・・・確定申告書、営業収支の状況が明示されている書類

㉑ 【様式 20】納税証明書の写し

- ・ 設計等業務の資格を希望する場合は、**必ず提出**してください。ただし、都道府県税については江別市、鹿部町、富良野市、羅臼町以外に申請する場合に提出してください。
 - ・ 国税、都道府県税、市町村税の納税証明書（滞納がないことの証明書）を**1つのPDFファイルにして提出**してください。
 - ・ **令和 2 年 1 0 月 1 日以降に発行**されたものに限りです。
 - ・ 受任者がいる場合は、申請者（本店等）と受任者（支店・営業所等）の両方を提出してください。
- 1) 国税（法人税（個人事業者の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税）
 - ア 税務署が発行したものを提出してください。
 - イ 納税証明書交付請求書中の証明書の種類は、申請者が個人事業主の場合は「その 3 の 2」、申請者が法人の場合は「その 3 の 3」となります。
 - 2) 都道府県税（江別市、鹿部町、富良野市、中富良野町、羅臼町では不要）
 - ア 本店が所在する都道府県について都道府県税に滞納がないことの証明書を提出してください。
 - イ 受任者がいる場合は、申請者（本店等）と受任者（支店・営業所等）が所在するそれぞれの都道府県の証明書を提出してください。
 - 3) 市町村税（特別区にあつては都税）
 - ア 本店が所在する市町村に対し、表－9に示す**「市町村税及び都税における納税義務のある全ての税目」**について滞納がないことの証明書を提出してください。
 - イ 受任者がいる場合は、申請者（本店等）と受任者（支店・営業所等）が所在するそれぞれの市町村の証明書を提出してください。

表－9 市町村税及び都税における納税義務のある全ての税目

市町村税	市町村民税（特別徴収義務者である事業所にあつては、特別徴収市町村民税を含む）・固定資産税・軽自動車税種別割・市町村たばこ税・鉱産税・特別土地保有税・法定外普通税・入湯税・事業所税・都市計画税・水利地益税・共同施設税・宅地開発税・国民健康保険税・法定外目的税のうち該当がある税目
都税	都民税（特別徴収義務者である事業所にあつては、特別徴収都民税を含む）・事業税・不動産取得税・地方消費税・都たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車取得税・軽油取引税・自動車税・鉱区税・狩猟税・宿泊税・固定資産税・特別土地保有税・事業所税・都市計画税

②② 【様式 2 1】営業所一覧

- ・ 設計等業務の資格を希望する場合は、**必ず提出**してください。
- ・ 北海道内に本店・支店・営業所等を有する場合は、【様式 2 1】に名称、住所、電話番号、FAX番号を記入してください。

[【様式 2 1】営業所一覧表（Excel形式）のひな形データはポータルサイトからダウンロードできます。](#)

②③ 【様式 組- 1】組合構成員名簿

- ・ 申請者が協同組合等の場合は、組合構成員全員について次の事項を記載した名簿を提出してください。
 - ア 商号又は名称
 - イ 代表者氏名
 - ウ 所在地

[【様式 組- 1】組合構成員名簿（Excel形式）のひな形データはポータルサイトからダウンロードできます。](#)

②④ 【様式 組- 2】官公需適格組合証明書

- ・ 申請者が協同組合等の場合で、経済産業局長から官公需に係る適格組合証明を受けている場合は写しを提出してください。

②⑤ 【様式 組- 3】定款または寄付行為の写し

- ・ 申請者が協同組合等の場合で、江別市、旭川市以外に申請する場合は「定款」又は「寄付行為」の写しを提出してください。

8. 個別書類作成の注意事項

- 入札参加資格の申請にあたり、個別書類が必要な自治体の一覧と注意事項を表-10に示します。申請の際は、注意事項をよくご確認のうえ提出してください。

表-10 個別書類一覧(1/2)

個別書類		提出にあたっての注意事項
江別市	① 江別市税の納税証明書	江別市に納めるべき税がある場合のみ、未納が無いという証明書を提出してください。市役所本庁舎1階10番窓口で発行します。(法人の場合、発行申請には代表者印又は受任者印が必要となります。) 令和2年10月1日以降に発行されたものに限りです。
	② 江別市が発行する営業証明書(写し可)	本店又は受任先が江別市内にある場合(所在地変更により江別市内になる場合も含まれます。)に、江別市発行のものを提出してください。 受任先が江別市内の場合は、本店の営業証明書ではなく、受任先の営業証明書(所在地が江別市となっているもの)を提出してください。 個人事業主又は法人市民税の非課税団体は、提出不要です。 令和2年10月1日以降に発行されたものを提出してください。 市役所本庁舎1階10番窓口で発行します。 営業証明書が発行されるためには、江別市の市民税課に法人設立(設置)届出書が提出されている必要があります。
	③ 社屋写真	本店又は受任先が江別市内にある場合(所在地変更により江別市内になる場合も含まれます。)に提出してください。 令和2年10月1日以降に撮影したものを提出してください。 枚数は2枚とし、1枚は社屋の全景が分かるもの、もう1枚は看板等の会社名が確認できるものとします。
浦河町	個別書類	提出にあたっての注意事項
	① 納税証明書	本店又は受任先が浦河町内にある場合、法人とその代表者それぞれの国税・道税の完納証明と町税・町使用料の納入証明書を添付してください。
新ひだか町	個別書類	提出にあたっての注意事項
	① 競争入札参加希望業務・部門調書	測量・建設コンサルタント等業務を希望する方は、新ひだか町個別様式1「競争入札参加希望業務・部門調書」の項目1の設計等業務に係る希望部門へ「○」を付して、必ず提出してください。本表は、共同資格審査の測量等の業種区分のうち、申請者(受任者がある場合は受任者)において希望する詳細な業務区分を把握するための書類です。
	② 引き続き1年以上その事業を営んでいることを証する書類	審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいることを証する書類(営業証明書又は1年以上前に履行した業務の契約書等の写し)なお、審査基準日現在において、各種の登録規程による登録が有り、その登録が1年以上前である場合で、その登録書等の写しがある場合は提出不要です。 登録の有効期間の始期が令和2年1月1日以降である場合は、それ以前から登録を受けていた更新前の通知書の写しを提出してください。 (申請者が、建設コンサルタント、地質調査業者又は補償コンサルタント登録規程による登録を受けていない場合、又は道路清掃に関するものは、上記のいずれかの証する書類が必要です。)
③ 直前1か年度の決算期間において、希望する業種の売上があったことを証する書類	審査基準日の直前1か年度の決算期間において、希望する業種の事業売上高があったことを証する書類(希望する業種ごとに、履行(完了)した業務に係る契約書等の写し※主なもの1件)なお、測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し、地質調査業者現況報告書の写し、建設コンサルタント現況報告書の写し、建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書の写し、補償コンサルタント現況報告書等の写しを添付し、その内容で確認できる場合は、契約書等の写しは不要です。	

表 - 10 個別書類一覧 (2 / 2)

新ひだか町	個別書類		提出にあたっての注意事項
	④	納税の猶予許可通知書等の写し ※納税証明書（滞納がない旨の証明書）が提出できない場合	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条の規定により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定によりその納税を猶予されたもの、又は、地方税法附則第59条第1項の規定によりその徴収を猶予されたものがあり、「 滞納がない旨の証明書 」等の提出ができない場合は、 国税等の納付の猶予の特例が認められていることが確認できる下記の書類等に代えることができます。 (1) 納税の猶予許可通知書の写し (2) 猶予制度の適用を受けていることがわかる納税証明書 上記の納税証明書等に特例措置を受けている旨の付記書き等が無いなど、特例措置の適用を受けていることが確認できない場合は、(1)・(2)の両方の書類、その他特例措置の適用が確認できる書類を提出していただく場合がありますので、留意してください。
上富良野町	個別書類		提出にあたっての注意事項
	①	納税状況確認同意書	上富良野町独自様式「納税状況確認同意書」を添付してください。
中富良野町	個別書類		提出にあたっての注意事項
	①	中富良野町税の納税証明書	中富良野町の市町村税を納めている場合は、中富良野町が発行する納税証明書を添付してください。
②	中富良野町在住者雇用形態状況調査報告書	中富良野町内在住者を雇用している場合は、中富良野町独自様式「中富良野町在住者雇用形態状況調査報告書」を添付してください。	
網走市	個別書類		提出にあたっての注意事項
	①	網走市税に関する申立書	網走市に納税義務がない場合は、網走市独自様式「網走市税に関する申立書」を添付してください。
	②	網走市税の納税証明書	本店は網走市外にあるが、網走市に納税義務がある場合は、網走市が発行する「市税納税証明書」を添付してください。
	③	準市内業者登録申請書及び閲覧承諾書	本店は網走市外にあるが、網走市内に支店、支社又は営業所等を有し、従業員を雇用して営業活動を行っている場合は、準市内業者として登録できます。準市内業者としての登録を希望される場合は、網走市独自様式「準市内業者登録申請書及び閲覧承諾書」を添付してください。
④	納税の猶予許可通知書の写し	納税の猶予許可を受けている場合は、「納税の猶予許可通知書の写し」を添付してください。	
美幌町	個別書類		提出にあたっての注意事項
	①	納税状況確認同意書	美幌町税の支払い義務がある場合のみ、美幌町独自様式「納税状況確認同意書」を添付してください。
②	納税猶予に関する証明書類	納税猶予中の場合は、その証明書類を添付してください。	
羅臼町	個別書類		提出にあたっての注意事項
	①	納税状況確認承諾書	羅臼町内に本店及び支店がある場合又は、羅臼町に納付義務のある場合は「別記様式 納税状況確認承諾書」を添付してください。
②	使用料等納付状況確認承諾書	羅臼町内に本店及び支店がある場合又は、羅臼町に納付義務のある場合は「別記様式 使用料等納付状況確認承諾書」を添付してください。	

9. 定期受付終了後の新規申請受付について

9-1 随時受付及び中間年受付

- 定期受付終了後、追加の申請を受け付ける自治体を表-11に示します。受付開始日時になるとシステムでの電子申請が可能となります。申請する内容は定期受付と同じです。

表-11 追加受付の実施と追加受付期間

自治体名	追加受付の実施	追加受付の実施期間
黒松内町 新ひだか町 浦河町 旭川市 富良野市 羽幌町	随時受付	第1回 令和3年3月15日(月) ~ 令和3年4月15日(木) まで
		第2回 令和3年4月16日(金) ~ 令和3年5月14日(金) まで
		第3回 令和3年5月17日(月) ~ 令和3年6月15日(火) まで
		第4回 令和3年6月16日(水) ~ 令和3年7月15日(木) まで
		第5回 令和3年7月16日(金) ~ 令和3年8月13日(金) まで
		第6回 令和3年8月16日(月) ~ 令和3年9月15日(水) まで
		第7回 令和3年9月16日(木) ~ 令和3年10月15日(金) まで
		第8回 令和3年10月18日(月) ~ 令和3年11月15日(月) まで
		第9回 令和3年11月16日(火) ~ 令和3年12月15日(水) まで
		第10回 令和3年12月16日(木) ~ 令和4年1月14日(金) まで
		第11回 令和4年1月17日(月) ~ 令和4年2月15日(火) まで
		第12回 令和4年2月16日(火) ~ 令和4年3月15日(火) まで
江別市 網走市 美幌町 羅臼町	中間年受付	令和4年1月11日(火) ~ 令和4年2月10日(金) まで
鹿部町 上富良野町 中富良野町 利尻富士町 新得町	実施しない	

9-2 随時受付及び中間年受付の審査基準日と名簿登載日

- 追加の申請の審査基準日と資格の有効期間は表-12のとおりです。形式審査後、各自治体での審査を経て、入札参加資格者名簿に登載されます。各自治体での審査結果、名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

表-12 追加受付の審査基準日と資格有効期間

自治体名	追加受付の審査基準日	追加受付の資格有効期間
黒松内町 新ひだか町 浦河町 富良野市 羽幌町	第1回 令和3年3月1日	令和3年5月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
	第2回 令和3年4月1日	令和3年6月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
	第3回 令和3年5月1日	令和3年7月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
	第4回 令和3年6月1日	令和3年8月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
	第5回 令和3年7月1日	令和3年9月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
	第6回 令和3年8月1日	令和3年10月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
	第7回 令和3年9月1日	令和3年11月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
	第8回 令和3年10月1日	令和3年12月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
	第9回 令和3年11月1日	令和4年1月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
	第10回 令和3年12月1日	令和4年2月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
	第11回 令和4年1月1日	令和4年3月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
	第12回 令和4年2月1日	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
旭川市	第1回 令和3年3月1日	令和3年7月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
	第2回 令和3年4月1日	
	第3回 令和3年5月1日	
	第4回 令和3年6月1日	令和3年10月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
	第5回 令和3年7月1日	
	第6回 令和3年8月1日	
	第7回 令和3年9月1日	令和4年1月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
	第8回 令和3年10月1日	
	第9回 令和3年11月1日	
	第10回 令和3年12月1日	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
	第11回 令和4年1月1日	
	第12回 令和4年2月1日	
江別市	令和4年1月1日	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 まで
網走市		
美幌町		
羅臼町		

10. 申請先自治体の連絡先一覧

- 申請先自治体の連絡先を表－13に示します。

表－13 自治体連絡先一覧

自治体名	担当課名	連絡先	住 所
江別市	契約管財課	011-381-1066	北海道江別市高砂町6番地
黒松内町	建設水道課	0136-72-4432	北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1
鹿部町	建設水道課	01372-7-5294	北海道茅部郡鹿部町字宮浜299
浦河町	建設課	0146-26-9010	北海道浦河郡浦河町築地1丁目3番1号
新ひだか町	契約管財課	0146-49-0278	北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号
旭川市	契約課	0166-25-9701	北海道旭川市6条通9丁目
富良野市	財政課	0167-39-2306	北海道富良野市弥生町1番1号
上富良野町	総務課	0167-45-6980	北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
中富良野町	総務課	0167-44-2122	北海道空知郡中富良野町本町9番1号
羽幌町	建設課	0164-68-7005	北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1
利尻富士町	建設課	0163-82-2511	北海道利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6
網走市	都市整備課	0152-44-6111	北海道網走市南6条東4丁目
美幌町	財政グループ	0152-73-1111	北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地
新得町	総務課	0156-64-5111	北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地
羅臼町	建設水道課	0153-87-2163	北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

様式集

設計等技術者名簿(道内関係分)

商号又は名称	
資格区分	

技術者数	資格区分	人
	0	

番号	氏名	年齢	取得年月日	番号	氏名	年齢	取得年月日	番号	氏名	年齢	取得年月日
1			年 月 日	16			年 月 日	31			年 月 日
2			年 月 日	17			年 月 日	32			年 月 日
3			年 月 日	18			年 月 日	33			年 月 日
4			年 月 日	19			年 月 日	34			年 月 日
5			年 月 日	20			年 月 日	35			年 月 日
6			年 月 日	21			年 月 日	36			年 月 日
7			年 月 日	22			年 月 日	37			年 月 日
8			年 月 日	23			年 月 日	38			年 月 日
9			年 月 日	24			年 月 日	39			年 月 日
10			年 月 日	25			年 月 日	40			年 月 日
11			年 月 日	26			年 月 日	41			年 月 日
12			年 月 日	27			年 月 日	42			年 月 日
13			年 月 日	28			年 月 日	43			年 月 日
14			年 月 日	29			年 月 日	44			年 月 日
15			年 月 日	30			年 月 日	45			年 月 日

【様式11】

使用印鑑届

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

使用印

実印

使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

〒

住 所

商号又は名称

代表者 職氏名

実印

※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む)

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

所在地 千

商号又は名称

代表者職氏名

代表者印
(実印)

私は、下記の事項について誓約します。なお、必要な場合には、他の官公庁に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を入札参加資格申請先団体の長(以下「申請先の長」という。)から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
 - 2 1(1)から(8)までに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)を下請契約等の相手方にしません。
 - 3 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
 - 4 自己、自己の法人その他の団体又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、当該契約に係る申請先の長に報告し、警察に通報します。
- ※1 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む)
- ※2 本誓約書は、提出後に団体追加を行った場合、追加した団体の長あてとしても有効とする。
- ※3 本誓約に基づき取得した個人情報、暴力団等を排除する目的以外には一切使用しません。

【様式14】

競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

代理人

行政書士 氏名

(代理人が行政書士法人の場合は、法人名の後に行政書士氏名を記載してください。)

登録番号 第

号

〒

事務所所在地

私は、上記の者を代理人と定め、競争入札参加資格認定の申請(又は変更届等)における下記の事項に関する権限を委任します。

記

- 1 申請書類を作成(行政書士法第1条の2第1項)するための以下の事項
・申請書類の作成に関する一切の件
- 2 上記1の書類の提出(電磁的記録にあっては申請書類等の送受信。以下同じ)を代理(行政書士法第1条の3第1項)するための以下の項目
・申請書類の提出を代理する件
・申請書類の補正を代理する件
・申請に当たって、申請内容を説明又は弁明する件
・申請を取り下げ又は撤回する件
・提出した申請書に関する通知等をシステムにより受領する件

委任者

〒

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む)

【様式15】

法定保険加入状況一覧表

法定保険の種類		加入状況	事業所の登録番号等	未加入の場合の理由
社会保険	健康保険	加入・未加入		
	厚生年金保険	加入・未加入		
労働保険	雇用保険	加入・未加入		
	労働者災害保険	加入・未加入		

- 注 1 「加入状況」欄は、加入又は未加入に○を付すこと。
 2 「事業所の登録番号等」欄には、当該法定保険に係る主務官庁等から付与された番号等を記載すること。
 3 「未加入の場合の理由」欄には、未加入の理由を具体的に記載すること。また、加入該事業所ではない場合は、その旨を記載すること。
 4 「加入状況」欄中「加入」に○を付した保険について、それぞれ加入状況が確認できる書面（納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書など）を提出すること。

【様式16】

社会保険等適用除外申出書

入札参加資格申請先団体の長 様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。
また、申出の内容を確認するため、入札参加資格申請先団体が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】 健康保険 厚生年金保険

1. 従業員5人未満の個人事業所であるため。
2. 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため。
3. その他

- 注1 届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○で囲むこと。
注2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例)○○年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

【雇用保険】

1. 役員のみ法人であるため。
2. その他

- 注1 該当する番号を○で囲むこと。
注2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
(例)○○ハローワークに確認し、△△により適用除外となる。

令和 年 月 日

所在地 〒

商号又は名称

代表者職氏名

実印

※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む)

